

## 一時預かり事業利用決定通知書（兼契約書）

利用者\_\_\_\_\_（以下、「利用者」という。）と、学校法人 小金井学園 かたばみ保育園（以下、「事業者」という。）は、平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日付の一時預かり事業利用申込書に基づき、

幼児\_\_\_\_\_（以下、「幼児」という。）に関わる一時預かり事業について、以下の通り利用を決定し、契約を締結します。

### （契約内容）

第1条 事業者は、利用者に対し、児童福祉法等の趣旨に基づき、一時預かりのサービスを提供します。利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### （利用期間）

第2条 この契約による利用期間は、平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から契約年度末日までとします。利用日及び利用時間については、利用者と事業者で別途調整することとします。

### （解約）

第3条 利用者は事業者に対して7日前までに申し出ることにより、利用期間中であってもこの契約を解約することができることとします。

### （契約の解除）

第4条 次の事由に該当する場合は、事業者は、利用者に対して直ちにこの契約を解除することができます。但し、利用者が現にサービスを利用している場合は、7日間の予告期間をおくこととします。

- （1） 利用者が、保育所に支払うべきサービス利用代金を遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、5日以内に支払わない場合。
- （2） 利用者が、事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

### （その他）

第5条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、利用者、事業者双方の協議の上、処理するものとする。

【重要事項】

1. 事業者の内容 法人名 学校法人 小金井学園  
実施場所 かたばみ保育園  
所在地 東京都東久留米市前沢 1-4-35
  
2. 事業者が提供する保育サービスの内容  
常日頃、保育所を利用していない家庭において、保護者の疾病や災害などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる事業。  
(事業の詳細については、別紙『一時預かり事業のしおり』のとおり。)
  
3. 当該保育サービスの提供につき、利用者が支払うべき額に関する事項  
利用料 一日 (8:30~16:30) 2,000 円 半日 (8:30~12:30) 1,000 円
  
4. その他厚生労働省令に定める事項  
(1) 保育サービスの提供開始年月日 平成29年4月1日  
(2) 保育サービスに係る苦情を受け付ける窓口  
名称 かたばみ保育園  
電話番号 042-479-4000

以上、契約の証として本書2通を作成し、利用者と事業者が記名押印の上、1通ずつを保有することとします。

平成 年 月 日

利用者 住所  
氏名 印

事業者 東京都東久留米市前沢 1-4-35  
学校法人 小金井学園 かたばみ保育園  
理事長 小金井 充 印